

經濟論叢

第124卷 第5・6号

河上 肇生誕100年記念号

福田徳三と河上 肇	杉 原 四 郎	1
初期河上における経済政策論	大 野 英 二	21
河上 肇の「国家論」小考	住 谷 一 彦	50
漢詩人河上 肇の旧蔵書	一 海 知 義	65
河上 肇と「加算と減算」	高 寺 貞 男	87
『改版社会問題管見』序文	山 之 内 靖	99
財政問題よりみた河上 肇「貧乏物語」	池 上 惇	104
河上 肇における科学と宗教と哲学	古 田 光	120
資 料		
京都大学時代の河上 肇	細 川 元 雄	141

経 済 学 会 記 事

經濟論叢 第123卷・第124卷 総目録

昭和54年11・12月

京 都 大 学 経 済 学 會

初期河上における経済政策論

——輸入米課税論争をめぐる——

大 野 英 二

I プロローグ

河上肇の経済学上の最初の論稿は「新策正本ニ見ヘレタル頼山陽ノ経済学説」¹⁾であり、「農夫織婦国之根也、士与商工国之葉也」という農本思想に多大の共感を示しつつ、河上は、「徳川時代ノ経済学説ヲ論ス」²⁾、「維新前に於ける学者の財政説」³⁾、「徳川幕府ノ穀物政策」⁴⁾等の一連の注目すべき先駆的諸論稿を発表している。さらに河上は、『日本農政学』において維新後の「情性的貴農主義」⁵⁾と名付けて批判した横井時敬や新渡戸稲造の農本主義に対しても、他面では「学畜に農学の全般を覆ふのみならず、進んでは政治経済法律等所謂社会現象に関する諸科の学に亘れる者、吾人は先づ横井新渡戸の二博士を推さざる能はず」と⁶⁾、称賛することを惜しまなかった。

しかし、維新後の農本主義から河上の農業保全論を分つものは、河上の鋭い現実認識であった。河上は、すでに学生時代に日本が産業革命のさなかにある

1) 『国家学会雑誌』第16巻第187号 1902(明治35)年9月。

2) 同上、第17巻第191号 明治36年1月。

3) 『税務行政』第3巻第2号 明治36年6月。

4) 『国家学会雑誌』第18巻第204、6、8号、明治37年2、4、6月。

5) 『日本農政学』同文館1906(明治39)年2月、117ページ。

6) 「評論 実業界の学派(廿九)」、『読売新聞』明治39年11月29日、なおここで河上が経済、社会、政治、法制等の諸領域の統合的把握の重要性を強調している点は注目されてよい。「近世に於ける学術研究の方針はかの分業を重んずる或は其の度に過ぎたるあるを思ふ、固より近時に至つて学者の眼を這般の弊に着るもの稍々起れるあり、其の重んずる所漸く差別分離独立分析にあらずして、連絡調和統一綜合に在るに至りたれども、此の学風たる未だ広く我が学界の注意を喚起するに至らざるの際、農界に此の二博士ある、吾人の珍重せざる能はざる所」と(傍点は引用者、以下同じ)。この評論は黒頭巾の筆名で発表されているが、天野敬太郎編著『河上肇博士文獻志』日本評論新社 1956年、109ページにおいて河上の論稿であることがいちはやく指示された。

という認識に立っていたが⁷⁾、明治36(1903)年の論稿「第十九世紀の末葉における経済界の変動(其の三)」では、イギリスの産業革命が欧米諸国へ波及した結果、19世紀末葉に「中等社会の廃滅」と「貧富の懸隔」の趨勢が前面に押し出され、社会主義運動が勃興する世界史の大勢に触れたのち、「欧米の近時経済史を読みつつ時々我が国の状況を顧みる時は、筋書に依りて芝居を観るの感なくんは非らざるなり」⁸⁾、「幸にして我が国は他国に後れて進歩せし故に他国の歴史に鑑みて無益の試験を為すの必要なきなり。吾人は是か故に特に近時経済史研究の必要を感じるなり」と述べている⁹⁾。こうして、河上は、歴史に学ぶことによって後進性をむしろ利点に転じ得るという発想のもとに、19世紀末葉の欧米諸国の経済界の変動と経済政策の推移について観察することにより、日本の将来の経済界の変動を予知し、これに対応する経済政策を立てようとしたのであった。

ところで、19世紀末葉の世界の大勢について、河上は、「工業品に関しては今や世界の文明国は凡て自産自消の国となるに至り……其の余りあるの工業品に向つて適当なる販路を確保するの必要を見るに至れり……新重商主義(ニューマーカントリズム)なるもの即ちこれ」と大観し¹⁰⁾、こうした新重商主義の時代における販路争奪戦に耐え得るように、工業生産費の低減をはかる必要から、農業保全論を提起したのであった。「思ふに近時に於ける世界経済政策の

7) 「論片談屑」『防長新聞』第21号 明治33年4月3日。

8) 『明義』第4巻第5号 明治36年5月、19ページ。

9) 同上、24ページ。こうした河上の後進性のうちに利点を見出そうとした発想は——安部磯雄の「社会主義論」(第十四)『二六新報』明治36年3月26日の叙述においても類似の発想が見出されるが——ガーシェンクロンのいわゆる「後進性の利点」の視座を想起させるものがある。(cf. Alexander Gerschenkron, *Economic Backwardness in Historical Perspective*, Cambridge, Massachusetts 1962, pp. 46, 51). ベンディックスによれば、この「後進性の利点」の視座は、往々にして考えられているように、レオン・トロツキーによってはじめて展開されたのではなく、すでに17世紀にライプニッツがビョートル大帝治下のロシアの「近代化」に関連してその分析を試みているという(vgl. Reinhard Bendix, *Modernisierung in internationaler Perspektive*, in: Wolfgang Zapf (Hg.), *Theorie des sozialen Wandels*, NWB 31, Königstein 1979, S. 505, 512)。いずれにせよ、後進性を利点に転じ得ると捉えた発想は、わが国の社会科学史においてユニークなものであったと言ってよいであろう。

10) 「世界の大勢は農業奨励の必要を促せり」『講農会々報』第60号 明治36年10月、6ページ。

大勢を約言すれば、工業及農業の生産物に関しては少くとも自産自消の経済を立てんとするに在り。この時に当り、只だ徒に商工の隆盛にのみ熱中し、其基礎たるべき農業は棄てゝ顧みざるが如きは愚なりと云ふべし」と¹¹⁾。

もとより、ここには河上の農業保全を唱える経済的、社会的、政治的、軍事的諸理由のうち、ただ経済的理由について言及されているにすぎない。河上の農業保全論については、その『日本尊農論』（明治38年刊）を「当時の農本主義の代表的文献」¹²⁾とみなした桜井武雄氏の戦前の研究をはじめとして、数多くの成果が発表されており¹³⁾、なかんずく、河上の農業保全論の経済的側面と経済以外の諸側面との関連を真正面から取り上げて、「河上を全身的に日本農本主義のなかに埋没させる」¹⁴⁾通説を批判した内田義彦氏の問題提起は斬新であった。

小論において私は河上の農業保全論そのものを対象に取り上げるのではなく、農業保全を達成するための手段としての農業保護関税に対して、具体的に言えば、日露戦争後に経済政策上の重要な争点のひとつになった輸入米課税問題に対して、河上がどのような立場をとったのか、その推移を明らかにすることによって、初期河上の経済政策論にひとつの照明をあてたく思う。

11) 同上、7ページ。

12) 桜井武雄『日本農本主義』白揚社1935年、229ページ。

13) 住谷悦治『思想史的にみたる河上肇博士—「貧乏物語」以前—』馬場書店1949年；同『日本経済学史』ミネルヴァ書房1958年、325-96ページ；小池基之・常盤政治・平野絢子・高山隆二『農業経済論—日本資本主義における小農論の展開—』慶応義塾大学経済学会編『日本における経済学の百年』（下巻）日本評論新社1959年、156-74ページ；内田義彦『明治末期の河上肇』山田盛太郎編『日本資本主義の諸問題』未来社1960年、163-200ページ（内田『日本資本主義の思想像』岩波書店1967年、155-202ページに再録）；同『明治経済思想史におけるブルジョア合理主義』有沢広巳他編『経済主体性講座』第7巻、中央公論社1960年、104-16ページ；大内兵衛『経済学者としての河上肇』末川博編『河上肇研究』筑摩書房1965年、135-56ページ（『大内兵衛著作集』第11巻、岩波書店1975年、375-402ページに再録）；住谷一彦『河上肇と柳田国男』末川編、前掲書、157-79ページ（住谷『河上肇の思想』未来社1996年、19-64ページに再録）；傳田功『近代日本農政思想の研究』未来社1969年、140-54ページ；内田義彦編集・解説『河上肇集』筑摩書房1977年、523-63ページ；鹿野政直『近代精神の道程』花神社1977年、231-58ページ；石渡貞雄解題『河上肇『日本尊農論』—日本農政学』明治大正農政経済名著集⑥』農山漁村文化協会1977年、4-22ページ；大内力『ファンズムと農本主義』東京大学社会科学研究所編『ナチス経済とニューディール』東大出版会1979年、215-48ページ。

14) 内田『日本資本主義の思想像』161ページ、傍点は引用者、以下もすべて同様。

II 輸入米課税問題と河上肇

ここでいう輸入米課税とは、日露戦争の際、非常特別税法施行の結果、明治38年7月1日以降従価1割5分を賦課された米穀輸入税のことであり、非常特別税は「平和克復ニ至リタル翌年末限り廃止ス」とされていたにも拘らず、翌39年に永久税となり、米穀輸入税も10月1日より関税定率法に組み入れられて、その税率は毎百斤64銭の従量税に定められた¹⁵⁾。こうした輸入米課税をめぐる論争は、さらに明治44年の条約改正のための準備が進むにともない、明治40年頃から再燃し、翌41年に開催された社会政策学会第2回大会は「社会政策より観たる関税問題」を共通論題に取り上げており、輸入米課税問題がその主要な論点をなしていたのである。

(A) このような輸入米課税が導入される以前の明治37年の正月冬期休業中に河上が執筆した『日本尊農論』においては、「国内に於ける一円の需要は、海外に於ける二円の需要より猶ほ重きを為すものたらずんば非らず。しかるに国内の需要は措いて顧みず、専ら海外に眩惑するは何が故ぞ」¹⁶⁾という国内市場重視の視座のもとに、農工商三者の併進鼎立を理想とする農業保全論が唱えられていたが、この理想を達成する手段としての農業保護関税ははっきりと斥けられていた。「吾人は関税の鉄壁を築きて外敵の侵入を防がんとするものに非らず、吾人は寧ろ此の外敵と競争せんが為め国内に於ける農業の改良進歩を主張するなり。吾人は我が国の農業を保全せんが為め外国の競争を排斥せんとするに非ずして、進んで其の競争に勝たんが為め其の一切の組織を改良せしめんことを主張するなり」と¹⁷⁾。

こうして、河上の農業保全論が農業生産力の改良進歩を志向していたことは

15) 本庄栄治郎「明治の米価調節」同『経済史考』内外出版 1921年、199ページ；持田恵三「食糧政策の成立過程(一)」『農業総合研究』第8巻第2号、1954年、208ページ；松井清編『近代日本貿易史』第2巻、有斐閣1961年、279ページ以下；大石嘉一郎「資本主義の確立」岩波講座『日本歴史』17、1976年、109ページを参照せよ。

16) 『日本尊農論』読売新聞社 1905(明治38)年、38ページ。

17) 同上、114ページ。

明らかであるが、米穀輸入税が施行されようとした明治38年6月に、河上は「農産物に対する保護関税の利害」をテーマとして論じた。

「海外各地に於ける米作の勃興及び近時に於ける交通機関の発達は、我が国農界の中堅たる米作をして、頗る危険なる境遇に置くに至りたり。……此の時に當りて、我が国民は英国民の跡を追うて自国の農業を犠牲とすべきか、或は保護関税の鉄壁を築きて飽くまで外国品の輸入を杜絶し以て国内に於ける農業の保全を努むべきか、これ実に一大問題たり」と述べて¹⁸⁾、河上は、19世紀末葉におけるヨーロッパの穀物市場の構造変化¹⁹⁾と対比さるべき状況に日本が遭遇しようとしているという現実認識に立って、国際的環境の急激な変化に農業者が適応し、その経営を改良し得るように、保護関税を例外的条件のもとで暫定的に容認する立場を明らかにした。「吾人は一概に関税の利害を何れにも断言すること能はざれども、或る特別なる例外的場合に於ては、国内に於ける多数の生産者の急激なる変化を受くるを予防する為め、関税賦課の必要あるを信ずるものなり。……農民をして其の農業の改良を為すの暇なきの間に、急激なる打撃を受くるに至らしむるは、決して策の得たるものにあらざと信ず」と²⁰⁾。

『日本農政学』第4編「農業政策論」中の「関税政策の利害」にかんする叙述は、この論稿とほぼ同文である²¹⁾。

ところで、日露講和条約が調印され、いわゆる日比谷焼打事件が勃発した明治38年9月5日に、たまたま創刊された『日本農業雑誌』への寄稿においては、河上は、農家に対する経済的知識および政治的知識の普及を「農界刻下の二大急務」とするのであるが、その論調にはかなりの変化が認められる。そこでは、

18) 「農産物に対する保護関税の利害 (其之一)」『税務行政』第5巻第6号 明治38年6月、9ページ。

19) さしあたって、大野英二『ドイツ金融資本成立史論』有斐閣1956年、144ページ参照せよ。

20) 「農産物に対する保護関税の利害 (其之二)」『税務行政』第5巻第11号 明治38年11月、14ページ。

21) 『日本農政学』527ページを参照せよ。河上の手沢本においては、「第五款 関税政策の真面目」の全文9行(同上、531ページ)を削除することが指示されている。その主な内容は注(20)の引用文とほぼ同趣旨であるが、叙述の重複をさけるためというよりは、『税務行政』第6巻第4号 明治39年4月、19-20ページ所収の上記論稿(其之三)における要約がこれに代る内容とされていたのではなかろうか。

「輸入関税の採否は農家が財を傾けて争ふべきの問題なり」あるいは「輸入関税の問題たる農民階級と商工階級とが相争ふべきの一大問題なり」として、
 「余輩は此の時に当り、我が国の農家が坐して自然の運命に翻弄せらるゝことなく、宜しく奮起して自家の運命を開拓するの策を講ぜんことを望まざるべからず。而して、もし幸に我が農家にして這個の策を講ずるに意あらんか、余輩は、從來全く閑却されたる政治的運動に向つて、少しく其の意を注ぎ、以て帝国の政策を左右する力を致さんことを希望す」と論じるにいたつたのである²²⁾。

河上は、いま、農業者が米穀輸入税の存続を勝ち得るために、ドイツ最大の圧力団体たる農業者同盟²³⁾の運動に倣って、圧力団体を形成し、政策決定に介入することを推奨しているのであるが、この同盟が結局はエルベ河以東の大土地所有者層の利害に呼応する機能を担っていたことは洞察されないで、単純に農民的利害を代表するものと理解されていたように思われる。ともあれ、河上は、「帝国の政策は從來久しく商工偏重の弊に陥り、農業発展の氣運を阻害せしこと甚し」と強調し²⁴⁾、こうした経済政策を転換させるために、農業者に政治的ならびに経済的知識を普及させ、彼らが自らの利害を貫くために下からの組織的運動を展開することを期待したのであった。

この場合、河上は、「学理問題」と「利害問題」とをはっきり区別し、「関税存否の問題」は、農家にとっては学理問題ではなくて利害問題であり、関税の「実際の政治に於ける存否如何は理論によって決せらるゝのではなくて勢力の強弱によって定めらるゝものである」ことを洞察していた²⁵⁾。しかも、政治は「優強階級が劣弱階級を圧倒する為め的手段」であり²⁶⁾、欧米諸国の農業者は自らの利害を貫くために組織的運動を展開して、「優強階級」となろうとしているのに、「我国の農業者は誠に意気地なしで、国家を超階級的な統治機

22) 「農界刻下の二大急務」『日本農業雑誌』第1巻第1号 明治38年9月、10ページ。

23) 大野英二、前掲書、170ページ以下を参照せよ。

24) 「農界刻下の二大急務」11ページ。

25) 「米穀関税問題に就いて」『日本農業雑誌』第1巻第4号 明治38年12月、62ページ。

26) 同上、62ページ。

関とみなして、その上からの慈恵的政策に依存しようとしている、このような現状を打破する必要があると、河上は考えた。「先頃の全国農事会総会の行動を見るに、一に建議二に建議、何もかも御依頼申すと云ふ有様で、不相変政府を民力の上に超越した公平な神様の様に思つて居る」²⁷⁾ という状況であるから、日本の農業者の姿勢を変えるために政治的・経済的教育が急務であると強調したのである。

(B) こうして輸入米課税の存否は漸く時代の争点として前面に押し出されてきて、河上の見るところでは、輸入米課税全廃論が優勢であった²⁸⁾。『東京日々新聞』の11月1日付社説が「米穀輸入税廃止の急務」を掲げたのをはじめ、『毎日新聞』、『時事新報』、『電報新聞』、『中外商業新報』の11月上旬の各社説、『毎日』紙上にあらわれた「各家の意見」中、渡辺子爵、大隈伯爵、福田博士、天野博士、大島男爵、前島男爵、河津学士、乗竹孝太郎、渋沢男爵、高野博士諸家の意見等は、すべて斯税の全廃を主張し、全廃論が「我国に於ける所謂有識者間の輿論」と目されていた²⁹⁾。

こうした状況のなかで、横井時敬が11月28-9日付の『読売新聞』紙上に「米穀輸入税の及すべき結果に就て(上、下)」を発表し、「米価の關係は昔時は兎も角、現今に至つては何等大なる勢力を、他の物価及び労賃に有しない、また関税を課するの結果も直にそれ丈の影響を米価に及ぼすといふが如き単純なるものでない、されば今日の凶作の爲めに関税を廃停するの必要を感じぬのである」と論じていたのであるが³⁰⁾、河上も12月2日付の『読売』紙上の論説「輸入米の課税に就きて」において、全廃論の論拠とされている「学理上の原則」に重大な誤謬が認められるとして、「横井時敬氏の驥尾に附して、^{すこし}少く諸家の意見を評論せんと欲す」と述べている³¹⁾。

27) 同上、63ページ。

28) 「輸入米の課税に就きて」『読売新聞』明治38年12月2日。

29) 同上。

30) 『読売新聞』明治38年11月29日。

31) 同紙、明治38年12月2日。

河上はまず第1に、輸入米課税の結果、米価は騰貴するとしても、課税額だけ騰貴することは、理論的にも実証的にも支持され得ないと主張した。これは渡辺子爵への反論であった。第2に、「米価騰貴せば労働者も騰貴し、労働者も騰貴せば工業の生産費増加し、従つて工業衰へ、工業衰ふれば商業亦た衰ふ」とする乗竹孝太郎や高野岩三郎の論に対しては、河上は、労働者の生活に必要な米以外の諸要因や、工業経営に必要な原料や機械の諸要因を指摘して、米価騰貴は必ずしも労働者も騰貴を惹起せず、また労働者も騰貴は必ずしも工業生産費上昇を惹起せず、総じて価格は生産費のみに支配されるものではないと論じた。第3に、米穀輸入税が国民の消費者諸階層に害を及ぼすがゆゑに全廃すべきであるとする論に対し、河上は、どのような種類の租税であれ国民に利益を与える租税はないと論じ、第4にこれに関連して、むしろ問題なのは各種租税負担の相互連関であると主張した。「一租税の是非を論ずるものは、^{すべ}く他の凡ての租税との連絡を精細に研究せざるべからず。しかも今の全廃論者は凡て之を忘れた。これ其の論の薄弱なる所以」と。ここで河上は、輸入米課税全廃論に対して地租全廃論を対置しているが、この論点はのちに『東京経済雑誌』との論争で改めて提起される。さいごに第5に、河上は、農業保護不用論は、「単に経済上の金銭的利害を以て国家百年の大計を断ぜんとするの迂論採るに足らず」とし、また、一方で輸入米課税のもたらす弊害について論じながら、他方で1—2割の関税賦課は保護政策の効力をもたないとする者の論理上の矛盾を衝いた。

このように河上は輸入米課税全廃論者を批判したのであるが、しかし同時に、「学理原則の問題」と「実際の調査の結果に基ける智識に拠りて解釈さるべき問題」とを分離して、「全廃論者の理由とする学理の甚だ覺束なきを述べたるのみ、若し夫れ斯税存廢の是非如何に至りては、刻下日本の實際の經濟事情に疎き余の、敢て断定し得べきに非ら^ず」と結んでいる³²⁾。つまり、河上はここで全廃論の論拠についての理論的・実証的吟味を試みようとしただけであり、

32) 同上。

新税存廃の是非如何という現実的な政策手段の選択にかんする決断は留保すると主張したのである。

上述のような横井・河上の論説に対して、福田徳三は、まず、12月3日付の『読売』紙上に「米穀輸入税廃止論者としての横井博士」を發表して、「博士は結論として云はるゝ様、『関税を課するの結果も直に其れ丈けの影響を米価に及ぼすといふが如き単純なるものでない』と。ソレナラバ農業保護の爲めに如此結果の不明にして不確な輸入税の必要を主張するのは、真に徒勞であるのではないか。他に沢山結果の確実で明瞭な農業保護の方法があるにも関わらず、骨を折て其影響、其結果の判知し難い方法を主張するのは矛と盾とを同時に売るものである」³³⁾と横井批判を展開したのち、ついで、12月5日付の『読売』紙上の論説「河上肇君の所論を読みて」において、河上の上記の5論点に論評を加えた。

第1の論点、輸入米課税額だけ米価は騰貴するものに非らずとする河上の主張については、福田はこれを肯定すると共に、穀物輸入税を課する国の穀価は、これを課さない国よりもつねに遙かに高いという事実を強調する。第2論点については、「米価と労銀とは其高低を同ふするものにあらず。否、歐洲に於て麦価尤も低きは英國なり、而して歐洲に於て労銀の尤も高きも亦英國にして。麦価の尤も高きは露国、労銀の尤も低きも亦露国なり」と述べて、福田は一方で河上の所論を裏付けつつも、他方で自由貿易を採用したイギリスと高率の保護関税を賦課するロシアとの工業の発展の差異を指示し、こうした英露比較のなかで、生産力の差異が両国の労働者の生活水準や社会的地位の差異をもたらしたものと論じ、穀物輸入税を廃棄したイギリスに学ぶべきことを示唆する。第3に、福田は、米穀輸入税こそ国民に苦痛を与えること「殊に甚しきもの」なるがゆえに、これを廃止すべきであると主張し、「何れの租税か国民に利益あるものあらんや」とする河上の論旨は、輸入税が「国民の利益を増す可き税目なりと主張」する輸入米課税論者の「愚論」を痛撃してあますところがない

33) 同紙、明治35年12月3日。

と擲論する。第4論点については、福田は、輸入米課税全廃論者がまさに「国民経済全般との連絡を精細に研究して、輸入税の悪税たることを主張せんとするもの」であるのに反し、存続論者は「単に国民の一部たる農民、否其一部たる産米を市場に売出す農業者の利益のみを捕へ来て之を評論する」ものであり、「米の消費者たる全国民（農民も亦然り）に取りて有害なる所以」と反論している。

この点に福田の主要な論点があり、その論旨にはブレンターノの穀物関税論の影響が看取され得るように思われる³⁴⁾。横井が福田の主張をブレンターノ的ドグマの日本への直訳的適用として斥けた所以も、主にこの論点にかかわっているものと考えられる。横井は福田に反撃して、まずドイツと日本との事情の差異を強調し、「賛否両論者共に期せざるべからず、独逸が近年穀物関税増課の問題に、論壇上華を咲せたる当時の状態と、我國の事情とは農業上より見るも、社会上より見るも、経済上より見るも、財政上より見るも、何れの方面より見るも、全然其趣を異にし、随つて彼国に於ての賛否の論旨を直に我國に移して、茲に闊論を開くを筋違となすべきものあるを」と述べたのち、さらに、「揚足取り合の論争を無用のこととなすと同時に、福田博士の御相談たる所謂原則の承認に就きては、余はブレンターノ一派が唱ふるが如きドグマ的原則を承認するの勇氣なきを御断申し……」と論じたのである³⁵⁾。

ところで、さいごの第5論点にかんして、福田は、河上が「吾人は敢て農業保護の唯一の政策として関税政策ありといはず、否な寧ろ関税政策は保護の手段として重きを為すに足らずと主張せる者」と述べているが、輸入米課税論者は、こうした関税によって「金銭上のリーベス、ガーベ（独乙に於けるよりも猶切実の意味に於て）を得んとして、矛盾極まる迂論を主張して、国民経済の健全なる発展」を妨げるものであるから、「単に金銭上の得喪を以て国家百年

34) Vgl. Lujo Brentano, *Die deutsche Getreidezölle*, Stuttgart 1911, S. 26-7. 大野英二, 前掲書, 149-50ページ。

35) 横井時敬「米穀輸入関税の及ぼすべき影響に就きて（再び）」（上）『読売新聞』明治38年12月25日。なお（中）は26日、（下）は28日に掲載されている。

の大計を断ぜんとするの迂論」を主張するものであると攻撃する。

このように論じたのち福田は「学士が好意的中立の高みより下り来りて、廃止論者の中堅とならるゝ日の基だ遠からざる可きを信じ、且望んで已まざるものなり」と結んだ³⁶⁾。

12月8日付の『読売』紙上の「福田博士に答ふ」において、河上は、「今や予は正に偉大の真理を発見し、一切の世事を抛つて之が発表の準備中にあるものなれば、今足下と這個の小問題を争ふを好まずと雖、予は足下の熱心を愛するの余、一言して礼と為す」と述べて、若干の争点に触れているが、新たな展開は認められない。

河上はこの場合もただ「学理原則の問題」を追究しただけであり、「予の論が存続論者の箭となるか或は廃止論者の箭となるか、そは始めよりして其の何れとも期せざりし也」と述べている。また、全廃論者の「愚論」をのみ指摘して、存続論者の「迂論」を指摘しなかったのは、「今日の勢、全廃論者多数を占めて存続論者甚だ震はず、而して其の多数の全廃論者中には一知半解の輩^{ともがら}までが覚束なくも鎗製の木刀を振りかざして雷同せる様の余り可憐なるものありしが為めに過ぎず」と言う。

いずれにせよ、河上が存続論者に好意的な中立と評され得るような立場をとっていたことは明らかであるが、輸入米課税問題はいまや河上にとって徹々たる小問題にすぎなくなっていた。あくまで「永遠の生命」を希求し、「不朽の真理」を得ようとした河上にとって、「変易常なき」経済学上の真理の追究は色褪せたものにみえはじめ、「正に人生の真義に迷ふの時」に際会していたころ³⁷⁾、あたかも伊藤証信の『無我の愛』やトルストイ翁の『我宗教』の信仰の光に強く動かされ、河上は、東京帝国大学農科大学実科講師をはじめ、学習院、専修学校、台湾協会専門学校等の一切の教職を抛って、無我苑生活へ入る決心をしたのであった。『読売』紙上に千山萬水楼主人の筆名で連載されてきた

36) 『読売新聞』明治30年12月5日。

37) 「無我愛運動に投ぜし前後」(明治39年6月起稿)『河上肇著作集』第8巻、筑摩書房1964年、298ページ。

「社会主義評論」にも、12月10日付の第36信には「擱筆の辞」が掲げられた。

(C) 大正11年6月19日付の『読売』紙上の「勝手放題の評論(河上肇回顧談)」には、「私が読売新聞記者として生活したのは、約1ヶ年半で、明治39年1月1日入社して翌40年の3月末に退社したかと思ひます」とある³⁹⁾。

河上は、明治39年2月末まで約60日間無我苑生活を続けていたが³⁹⁾、当初「絶対の真理」と信じた無我愛宗を天下の邪説として斥けるにいたり、読売経済記者として再び経済学の研究へ帰った。

当面の輸入米課税問題は、明治39年3月2日の非常特別税法改正公布により、平和克復後の翌年末までの期限が削除されて永久税とされていたために、さしあたって焦眉の争点ではなくなっていた。したがって、河上も、この問題を真正面から取り上げることはなかったが、黒頭巾の筆名で『読売』紙上に明治39年9月19日から12月6日まで33回にわたって連載した「評論 実業界の学派」においては、河上のいわゆる「自由放任の愚論」、「自由貿易の愚論」および「商工偏重の愚論」の全面的な批判が試みられており、農業保護関税の問題についても若干言及されているゆえ、その点についてのみ触れておこう。

河上の見るところによれば、「自由貿易商工立国の主義」がわが国の論壇を支配し、『東京経済雑誌』および『東洋経済新報』の二大雑誌をはじめ「天下の新聞雑誌記者の殆ど凡て」がこの主義に帰依し、例外をなすのは僅かにドイツへ留学した大学教授とその影響を受けた官僚たちにすぎなかった。^{すなは}「乃ち金井延氏は夙に社会政策の主義を祖述して極端なる自由放任の主義に反対し、松崎蔵之助氏は常に農工商の鼎立を唱導して極端なる商工立国の主義に反対し、各々以て一異彩を放てり、……是等独逸派の学説は、僅かに大学乃至官庁の中に包蔵せられて、未だ広く世上に行はるゝに至らず、真に以て遺憾とすべし」と⁴⁰⁾。

こうして、「英国旧派の学説」の影響下に、「我国に於ては商工業の発達を

38) 『読売新聞百年史』1976年、227ページに再録。

39) 作田莊一『時代の人 河上肇』開明社1949年、27ページを参照せよ。

40) 「評論 実業界の学派」『読売新聞』明治39年9月21日。

図ると云ふ理由の下に、工業の原料たり国民の食料たるべき農産物に対する関税の賦課は、常に甚しき反対を受けつつあり、自由貿易主義と商工偏重主義の「横流」の結果、農民は低廉な外国農産物の輸入に圧倒されつつあると同時に、政費の大半（租税収入の三分の一強）を地租の名目の下に負担せしめられている。このような現状に対して、「国民中最大多数を占めつゝある農民の階級は果して比の主義の横流を永遠に看過して已むべきや否や」⁴¹⁾、これが河上の基礎的な問題意識であった。

まず注目される点は、『自叙伝』では河上にあまり好い思い出を残していない松崎蔵之助に対して⁴²⁾、この評論では、河上の農工商三者の併進鼎立を理想とする農業保全論からみて高い評価が与えられ、「我輩の又竊に敬慕する所なり」とさえ叙述されていることである。河上は、松崎が「常に農工商の併行鼎立を主張し国内市場の軽視すべからざるを唱道」したことを紹介し、さらに次のように述べた。『吾人は敢て商工の利益を犠牲として農業の発達を計るべしと云ふに非らず、只だ商工の発達を計るが為めに農業の利益を犠牲とするを非難するのみ』此一句即ちリスト大著の骨髓而して博士松崎氏、其大学の講座に於て年々此語を繰返しつゝありと雖も、悲い哉未だ広く我が国人の認むる所とならざる也」と⁴³⁾。

このように松崎の評価はリストの経済政策論との関連で行われているのであるが、河上においては、リストの経済政策論はビスマルクによって実践されたものと捉えられている点は看過され得ない。たとえば、この評論では、「昔はフリードリッヒ、リスト独逸帝国の経済政策を痛論して一書を為す（古沢滋氏之を邦訳せり）、不幸にして当時彼が所説は国民の容るゝ所とならず彼為めに憤死するに至りしと雖も、見よや、彼の死後独逸帝国の経済的国是は正に彼が主張を活現し来つて以て今日国運の隆興を致せるに非ずや」と叙述されてお

41) 同上。

42) 『自叙伝』同、岩波文庫1976年、86ページ。

43) 「評論 実業界の学派（廿九）」『読売新聞』明治39年11月29日。なお、『日本農政学』164-5ページも参照せよ。

り⁴⁴⁾、さらに後の論稿「独逸に学ぶべき所」においても、「英国流の自由貿易主義は、夙に此の国〔ドイツ〕の人心に侵染し容易に抜くべからざるものありしと雖も、当時此輿論に反抗して大に保護貿易の必要を唱へし者、学者に在りてはフリードリッヒ、リストあり、而して直ちに之を實際の政策に用ひしものは、実に夫のビスマルク公其人に外ならず。想起すれば明治十二年五月二日『彼は議会に於いて、抽象的の学理は毫も余を動かすに足らず、余は現在余の生存せる時代に於ける實際の経験に余の説を立つるのみ』と宣言し、以て国内一切の反対を拒斥し、断乎として保護貿易主義の基本を樹つるに至りたり」と主張されている⁴⁵⁾。

「穀物と鉄」との同盟と言われた農工商部門にわたる連帯保護制度のための関稅定率法案の第1讀会がドイツの帝國議會で開催されたのは、まさに1879(明治12)年5月2日であり⁴⁶⁾、このビスマルクの經濟政策の轉換のうちにリストの政策論の實現を見出しているのであるから、河上の表象においてリストは明らかにビスマルクとオーバーラップして現われている⁴⁷⁾。

「評論 実業界の学派」においてさらに注目すべき点は、河上の農業保全論は、農工商三者の併進鼎立を主張するものであるが、「保全すべき農業の種類、保全する所以の手段」は総じて「処と時とを異にするによって」必ずしも同一ではなく、その農業保全論は直ちに「米作保全の論」あるいは「外米課税賛成の論」とみなされてはならないことが指摘されている点であろう⁴⁸⁾。

44) 同上、引用文中のカッコ内の古沢滋邦訳は未詳。大島貞益訳『李氏經濟論』（民友社1905年第3版〔1859年初版〕）の上巻11-7ページに古沢滋識として、彼のリスト論が収められている。あるいは、これを指したのであろうか。

45) 『日本經濟新誌』第3巻第6号 明治41年6月、6-7ページ。

46) 大野英二、前掲書、150-2ページを参照せよ。

47) 小林昇氏が指摘しているように、『國民的体系』におけるリストは、農産物に関しては自由貿易を主張し、「工業にとっては、農・工あるいは農・工・商業段階に上昇しようとする國民に限り保護政策を、農業にとっては常に自由貿易を、というのがリストの樹立した新しい準則であった」（『小林昇經濟学史著作集』VI「F.リスト研究(1)」未来社1978年、136ページ）。また、イギリスを対象としていたリストの農業保護論批判は、『國民的体系』以後の事態の展開の前に変化し、リストは「生涯を終えるまでついに積極的な農業保護を説くに至ってはいないものの、これに対する批判は発言されぬこととなった」という（同上、351ページ）。さらに、リストはエルベ河以東のエンカー経営の実態についてほとんど知るところがなく、彼の思想は全体としてはビ

III 河上肇と『東京経済雑誌』

明治40年4月13日、富士見軒で開催された鼎軒会春季大会で『東京経済雑誌』の主筆乗竹孝太郎はこう述べた。「自由貿易は列国を友とするの精神に出て、保護貿易は列国を敵とするの精神に出づるものでありますから、どうしても此の保護貿易といふことは真理として成立たう筈は無いのであります、其れで愈々通商条約改正の期も米の四十四年に迫つたのでありまして、比の問題は益々實際必要の問題となつて来たことであります、然るに今度幸に河上法学士が保護主義の日本経済新誌と云ふを起されたので、我輩は大に好敵手を得たるを喜んで居ることでありますが、此の問題は是れから益々研究を要することと思ひます……」と⁴⁹⁾。

乗竹が触れた『日本経済新誌』は河上を発行兼編輯人として明治40年4月3日に創刊された⁵⁰⁾。この創刊号に河上は「輸入米課税の改正（其の反対論の無

スマルク体制下に受容されることはなかったとされる（同『著作集』Ⅶ「F.リスト研究」②）1978年、26ページ）。こうしたリスト研究の成果からみても、河上のリスト像がビスマルク像と二重写しになって浮び上がっていたことは明らかであろう。もとより、このような河上のリスト認識の混沌にも拘らず、河上の生産力的な視座構造のうちにリスト的なものを見出すことは可能であろう。

48) 「評論 実業界の学派（卅三）」『読売新聞』明治39年12月6日。河上は、「一切の産業は、粗より精に入り、必要的より奢侈的に入る」という趨勢にもとづいて産業政策が立てられるべきであり、農業者がつねに作物の選択に注意して、養蚕と並んで花卉、果樹、蔬菜等の「奢侈的農産物」の産出に勉めるべきことを提言し、「我國の農業者が徒に旧習旧慣に固執し、其の生産物は米麦等所謂生活の必需品にのみ限り、毫も時勢と共に推移するの策を講ぜざる」ことを批判していた（『奢侈的農業を起せ』『読売新聞』明治39年11月26日）。

49) 『東京経済雑誌』第1385号 明治40年4月27日、34ページ；なお、杉原四郎『西欧経済学と近代日本』未来社1972年、126ページ、杉原・一海知義『河上肇』新評論1979年、110ページを参照せよ。

50) 羽村家所蔵の「スクラップブック」（野文典調）への河上の書込みには『日本経済新誌』といふは、貴族院議員古沢滋氏のキモイリにて、井上侯に頼み日本銀行、三井、三菱ヨリ金ヲ出サセテ創刊シタルモノ、予が師匠ナリシ松崎藏之助氏議ニ加ハリ、予ハ主筆トナリ、専ラ事ニ当ル」とある。しかし杉原氏も指摘されているように（前掲『河上肇』110-1ページ）、河上の明治40年2月25日付の両親宛の手紙によれば、1万円の資金は、三井家6,000円、日本銀行と正金銀行の機密費各2,000円の拠出によって調達され、この仲介者となったのは井上馨と古沢滋であり、松崎藏之助と河津温が雑誌を主幹し、河上がいっさいの事務と編輯を担当した。向坂逸郎「榎田民蔵」（『中央公論』昭和6年6月号）、同『読書は喜び』新潮社1977年、195ページでは、松崎が多分桂太郎から金を引出したものであろうと推測されていた。いずれにせよ、私は、このようなゾ

意味)」を執筆して『東京経済雑誌』との論争の口火を切った。天野敬太郎編著『河上肇博士文献志』では河上の対東京経済雑誌記者論争は「外米輸入税」論争と「自作農減少」論争とへ区別されているが、小論では、上述の横井・河上・福田論争をも含めて、輸入米課税論争と総称したく思う。

(A) まず輸入米課税率をめぐる論争について考察しよう。河上は「外米課税の改正案は既に議会に於て否決せられたる今日なれど、この問題は必ずしも今日限りの問題にもあらざるべければ、後れ乍らも茲に一言を述べ置く也」⁵¹⁾と付言しているが、この改正案は議員森本駿外4名が提出したもので、明治39年10月1日以降玄白米一律に毎百斤64銭の従量税とされていた米穀輸入税を、明治40年10月1日以降玄米および粳の課税率は毎百斤64銭のまま据置き、白米課税率を毎百斤1円へ引き上げようとするものであった⁵²⁾。

このように玄白米課税率を差別する改正案が提出された趣旨は、東京精米株式会社支配人野口栄世の談話から理解することができる。つまり、外米輸入税法施行以前には、白米と玄米とは約7分3分の割合で輸入されていたのに対し、玄白米同率の輸入税が賦課されて以後は、玄米の精白による目減りのため実質的には玄米課税率が高くなるため、玄米輸入は皆無となったが、玄白米の税率に差額を設けて玄米輸入を促進すれば、国内で精白が行われて、玄米から糠を得るだけでなく、工賃も得ることができると言うのである⁵³⁾。

輸入米課税全廃を唱えてきた『東京経済雑誌』は、玄米輸入を促進させようとする改正案を以下のように批判していた。玄米輸入には、(1)玄米の乾燥不全のため航送中の熱度により腐敗米を約1割生じること、(2)精米により^{ラングーン}蘭貢米約

『日本経済新誌』創刊の資金源から、ただちに『新誌』または河上の立場について裁断しようとしているのではない。

51) 「輸入米課税の改正」『日本経済新誌』第1巻第1号明治40年4月3日、6ページ。

52) 『東京経済雑誌』第55巻第1378号明治40年3月9日、8ページ。

53) 野口栄世(談)「米価の前途と米穀輸入税」『東京経済雑誌』第55巻第1386号明治40年5月4日、18ページ。日本は明治33年以降、米の輸出国から輸入国へ転化し、日露戦争前後から年々200万石ないし500万石の外米を輸入していた(持田恵三、前掲論文、203ページ)。農商務省の米穀輸出国の事情調査によれば、白米に代って玄米を輸入せしめるためには、玄米毎百斤64銭に対し白米毎百斤1円20銭1厘の税率の差額を設ける必要があったという(河津通「米穀輸入税改正につき」(下)『日本経済新誌』第5巻第2号明治42年4月18日、9ページ)。

1割5分ないし2割、^{ライオン}西貢米約2割ないし2割5分の量減りを生じること、(3)この1割5分ないし2割5分の糠および粃に対しても運賃を支払わねばならないこと、以上のような不利があるうえに、原産地における白米と玄米の直輸は1割1—2分にすぎないので、玄米輸入は事実上不可能であり、現実には白米のみが輸入される状況下にこの課税率を每百斤1円へ引き上げれば、輸入米一般に2割3分の重税を課するのと同然である、と。また、玄白米の区別が必要であれば、白米課税率を每百斤64銭に据置き、玄米および粃の課税率をそれ以下へ引き下げるべきであるが、これは姑息であって、米粃輸入税は全廃すべきである、と。こうして、『東京経済』は、米粃輸入税が輸入米価のみでなく内国産米価も騰貴させ、米価騰貴は賃銀騰貴を招来し、「米価の騰貴は工業をして撲滅せしめずんばあるべからざるなり」と主張していたのである⁵⁴⁾。

ところで、河上は、改正案反対論に対して次のような反駁を試みた。(1)反対論者の多くが玄白米輸入税率の名目上の均一を維持しようとしたのに対して、河上は、「加工したるものゝ関税は加工せざるものゝ関税より高率とすべきものと信ず」という一般的な原則論から論評しており、玄米は精白のために目減りするので、関税負担の均一をはかるとしても、関税賦課率は加工品たる白米に高く、原料品たる玄米に低いのが当然であるとして、玄白米課税率に差額を設ける改正案を支持したのである。(2)改正案がたんに精米業者および農民を利するに止まるとなす反対論者に対しては、河上は、精米業者は別としても、国民中に多数を占める農民の利益を軽視し得ないことを強調し、(3)改正案により米価が騰貴し、国民の負担が巨額にのぼるとなす反対論に対して、「内地の米価は必ず輸入税額だけ騰貴するものにして、而して凡ての国民は其の騰貴したる米を購買して食ふものなるが如し」と反論した。

こうして、河上は、輸入米課税ならびにその改正による農民保護を志向したのであるが、なかんずく『東京経済』の輸入米課税全廃論に反撥し、「如何なる自由貿易論者と雖も、内地の産物が負担する国税額の程度に止る関税ならば、

54) 「工業を撲滅すべき悪税」『東京経済』第55巻第1379号 明治40年3月16日、6-7ページ。

之が賦課に反対はなきものと思へるに、我が国には飽くまで地租を増徴しつゝ外米の輸入税は之を全廃せんとする論者あり……労働者のために廉価の食物を供給することが左程までに大切な事ならば、何故に一步を進めて地租の全廃を唱へざるぞ」と論じた⁵⁵⁾。

河上は、このように『東京経済』が輸入米課税全廃と同時に地租増徴を主張するものとして批判し、論争は輸入米課税の存廃・軽重の問題から地租の存廃・軽重の問題へ波及した。

(B) もとより、ここで河上と『東京経済』との間の応酬を論争の展開に即して考察しようとするのではなく、輸入米課税問題との関連で前面に押し出された地租および米価の問題にかんして、主要な争点についてのみ触れておきたい。

(1)『東京経済』は、河上が輸入米課税と地租とを同一視するものと批判し、ここに反論の焦点を定めた。『東京経済』は、一方で、外米輸入税は間接税で、消費者がもっぱら負担するがゆえに米価を騰貴せしめて、多数米食者の負担を増加させると共に、少数地主の利益を増大させるものであることを指摘し⁵⁶⁾、その利益は「農民即ち小作人」には及ばないから、農業を改良進歩させることは覚束ないと主張した⁵⁷⁾。また他方で、地租は直接税で、ひとり地主のみが負担するがゆえに米価には影響せず、地租の存廃・軽重は米価の高低にほとんど直接の関係はなく、米価は需給関係によって決まることを主張して⁵⁸⁾、外米輸入税と地租とを同一視したのは河上の「甚しき誤謬」であると反撃し、さらに『東京経済』はその自由貿易に立脚する低米価・低賃銀による輸出市場確保の視座を次のように述べていた。「食物は其の内地に於て生産せらるゝと、外国より輸入せらるゝとを問はず、高価なれば果して幾何の利益あるか、米価の騰貴は地主以外の国民に対して如何なる利益あるか、米価騰貴すれば、賃金の如

55) 『新誌』第1巻第1号、4-6ページ。

56) 「河上法学士に答ふ」『東京経済』第55巻第1383号 明治40年4月13日、6-7ページ。

57) 「河上法学士に告ぐ」同上第1389号 明治40年5月25日、8ページ。

58) 同上、第1383号、6-7ページ。

きも結局騰貴せざるべからず、賃金騰貴して如何にして工業を起し発展せしむることを得る乎」と⁵⁹⁾。

(2)『東京経済』との論争において、河上は、まず、地租は租税転嫁なき直接税であり、関税は租税転嫁をともなう間接税であるといった用語法にもとづく論理は、「学者机上の遊戯にして実際とは没干涉の事なり」とし、「地主若し勢ありて小作人弱ければ、増徴されたる地租額だけは遠慮なく小作料を高むるなり、又米穀の生産者勢ありて消費者弱ければ地主の納付したる地租は^{増が}糶て米食者にも転嫁すべし」と主張して、地租の存廃・輕重と米価の高低との直接の關係のみでなく、間接の關係も考察すべきことを強調した。つまり、河上は、関税と地租との米価に及ぼす影響がまったく同程度であることを主張するのではないが、関税が転嫁されて米価を騰貴させるだけでなく、地租も事情によっては転嫁されるであろうし、また地租が全廃されたならば、開墾が起こり生産が増加して、米価にも影響を及ぼすであろうから、こうした間接の關係に注目すべきであると言うのである⁶⁰⁾。

これに対して、『東京経済』は、小作料（借地料）は競争の結果によって決定されるが、「慣習もあるべく、情誼もあるべく、又地積と耕作者との關係もあるべきを以て、地主は地租を借地人に転嫁する場合あることは余輩之を承認すべし、然れども其の地租を支弁するものは、地主の収入する小作料即ち借地料にして、地主は地租を米価に加へて消費者に転嫁することは不可能事なり、何となれば米価は米の需要と供給との關係に由りて定まり、決して生産費の多少にて決せらるゝものにあらざればなり」と論じ、地租の存廃・輕重の間接の結果を地租の影響として論ずべきではなく、地租の変化と米価の騰落との間に「殆ど直接の關係なき」ことが問題なのであると反論したのである⁶¹⁾。

59) 「再び河上法学士に答ふ」同上、第1387号 明治40年5月11日、8ページ。なお、大内兵衛氏は、明治38年の非常特別税法が議會へ提案されたときの政府の輸入米課税にかんする理由説明が「輸入税の地主保護的性質を小さく説いている」と指摘すると共に、「しかも日本においては当時はコブデンなくブライトなく、cheap food, high wage の声は十分高まらなかった」と興味深い叙述をしている（『財政学大綱』下巻『著作集』第1巻、1974年、597-8ページ）。

60) 「東京経済雑誌記者に問ふ」『新誌』第1巻第3号 明治40年5月3日、4-5ページ。

河上は、「地租は小作料にも穀価にも関係なし」というのは「一個机上の製造論」にすぎず、「此の如き空論の弊を救ふは、学者研究の範囲を時代と場処との關係に於て大に制限するに在り。露骨に言はゞ、日本の実状に就いて大に歴史的・事實的研究を遂げ、以て『日本経済学』を建設するに在り」と主張して⁶²⁾、『東京経済』のごとく既製の学理を固執して机上の空論を唱えるのではなく、歴史的・具体的に限定された日本の現実を研究して、経済学を日本に定着させる必要があることを説いたのである。

それと共に、河上は、「足下は地租を以て凡て地主の収入する小作料即ち借地料より支弁せらるるものと為せり／こは年来貴社の社説中最も大なる欠点の一なりしが、……」と述べ、たしかに日本の農業者の半ば以上が小作農であるという悲しむべき現実があるとしても、この他に自作農「即ち小作料を収入せざる地主」も存在し、「是等地主も亦た地租を納付しつつあるを忘る可らず」と主張し⁶³⁾、農民的利害、なかんずく自作農の利害が『東京経済』によって看過されていることを批判する。

しかも、「足下の所謂小作料にしてリカード一派の空想に成れる所謂レントなりとならば、余復た何をか言はん」と叙述している⁶⁴⁾。河上にとっては、リカードの差額地代論やその基礎にある地力（収穫）逓減の法則は、特定的前提諸条件のもとではじめて妥当する「抽象的仮定的空想論」⁶⁵⁾ ないし「頭腦の粗笨なる一部の学者によつて謬り説かれたること、由来久しきもの」⁶⁶⁾ であって、このようなドグマの直訳的適用では、日本の現実に行われている地主と小作人との間の小作料は理解され得ないであろうと、河上は批判するのである。

(3)『東京経済』は、上述のごとく、輸入米課税は米価を騰貴せしめ、一方では地主の利益を増大させ、他方では賃銀を騰貴させて、工業生産費の増大を招

61) 「再び河上法学士に答ふ」同上、8ページ。

62) 「経済学者無用論及び其の批評」(下)『新誌』第1巻第5号 明治40年6月3日、21-2ページ。

63) 「東京経済雑誌記者に答ふ」『新誌』第1巻第5号、7ページ。

64) 同上。

65) 『日本尊農論』61ページ。

66) 「評論 実業界の学派(卅一)」『読売新聞』明治39年12月2日。

き、工業製品の輸出を阻害するという論理でもって、輸入米課税全廃論を唱えていたのに対し、河上は、「今足下の説に従ひ、外米輸入税を全廃せんか、其の必然の結果は我国農業の頽廃なり、而して是れ実に我国百年の大計の爲め実に由々敷大事なり、故に余は今日の勢に於いては外米輸入税の全廃に絶対的の反対なり」と述べ⁶⁷⁾、米価の騰貴敢て憂うるに足らず、と主張したのである⁶⁸⁾。

河上の主張は、『東京経済』に対する最後の答弁⁶⁹⁾においてよりも、論争が中断されたのちに執筆された雄編「米価騰貴の敢て憂ふるに足らざる所以を論じて、輸入米課税全廃論の誤謬を明かにし、併せて米穀供給増加乃至買値低減の政策に及ぶ」⁷⁰⁾において総括的に展開されている。

河上が「米価の騰貴敢て憂ふるに足らず」となす根拠は以下の諸点にあった。

第1に、欧米の統計によれば「下層社会」の生計費中に占めるパンの割合は1割前後にすぎず、ましてわが国では、米穀を常食とするのは、比較的余裕のある階級以上のことで、「最貧民」は全然米穀を消費せず、麦、粟、稗等を食料にあてる者が多く、またわが国で最も多く貧困者を包含する農民の階級には「自産自足の経済」を営む者が多いから、米価の騰貴は世人が想像するほど「下層社会」の生活に影響しない、と主張する。

第2に、米価の騰貴ならびに米穀以外の生活必需品の騰貴と比較して、賃銀の騰貴は遙かにこれを超過しており、米価騰貴は労働者の困苦を招くとする説は杞憂にすぎないとし、また、自由貿易論者が労働者のために廉価の食物を供給すべしと主張するにも拘らず、賃銀の騰貴を願わないことを批判する。

第3に、米価騰貴は賃銀騰貴をもたらし、賃銀騰貴は工業生産費を増大せしめるので、工業の発達を阻害すると論じた『東京経済』の説に対しては、労働者の生活費は米価のみによって左右されることが改めて強調されたが、注目すべき点は、むしろ、「外米課税の全廃は、我国農業上の利益を減削し従つ

67) 「東京経済雑誌記者に答ふ」同上、7ページ。

68) 「穀価の高低と国家の興亡(東京経済雑誌記者に答ふ)」『新誌』第1巻第7号 明治40年7月3日、20-3ページ。

69) 『新誌』第1巻第9号 明治40年8月3日、16-9ページ。

70) 『新誌』第1巻第11号 明治40年9月3日、14-27ページ。

て農民の購買力を減退せしめ、其の結果はそれこそ直に工業の発達を阻碍するの大原因たる」⁷¹⁾ ことが指摘されている点にある。河上は、「我が人口中十の六は農民より成るが故に、内国市場に於ける農民購買力の勢力は実に軽視すべからざるものあり」、一國工業の盛衰にとりては、此の内国市場の景況こそ最も重要な関係を有する」ことを強調し、外米課税を撤廃して米価騰貴を防ぐとする論者は、「米価下落の為に工業品の最大顧客たる農民が其の購買力を失墜し去る」ことを看過していると批判するのである⁷²⁾。『東京経済』との論争のなかで、この論稿においてはじめて、国内農業は、たんに農産物の供給者、工業の原料や国民の生活資料の供給者としてのみでなく、工業製品の需要者、工業のための国内市場の形成者として前面に押し出されてきたように思われる。

第4に、米価騰貴による地主の巨利を削減するため、輸入米課税の全廃により米価下落を招来しようとする論者に対しては、河上は、中小地主や自作農の収支の実態に触れて、その生活状態はむしろ憐むべきものあることを指摘し、さらに第5に、米価騰貴は物価騰貴の趨勢に随伴するものにすぎず、むしろこの趨勢におくれている事実を挙げ、何故に特に米価騰貴のみを停止する必要があるのかと反論する。

第6に、米価騰貴の原因は、外米課税にのみあるのではなく、一般物価の騰貴、外米の騰貴の他に、米穀需要の増加、つまり、生活水準の向上にともなう米穀消費の増加もまた看過され得ないことが指摘される⁷³⁾。

以上のような根拠を挙げて、河上は、「米価の騰貴敢て憂ふるに足らず」となし、『東京経済』等の輸入米課税全廃論を斥けたのである。

(C) 東京経済雑誌記者が東北地方巡廻の成果について報告し、大地主が米価騰貴の結果莫大な利益をあげ、土地の兼併を急激に推し進めているため、自作農がますます減少し、小作地が増加する傾向が滔々として停止するところを

71) 同上、20ページ。

72) 同上、20-1ページ。

73) 同上、21-4ページ。

知らない実態を指示し、このような結果を招来する輸入米課税を速やかに廃止すべきことを提案した社説⁷⁴⁾が契機となって、『東京経済』と河上との間に輸入米課税と自作農減少傾向との関係をめぐって新たな論争が生じた。

河上は、自作農の漸減と小作農の漸増の傾向を憂う点では『東京経済』と認識を等しくするとしても、この傾向を阻止するために、輸入米課税の撤廃を唱える議論は、まったく誤謬であるとする。河上は、ドイツの現実と比較して、ドイツでは日本と同様に農産物に輸入税が賦課されているが、日本とは異って小作農は漸減し、自作農が漸増しており、これはドイツにおいて「小農保護の政策が可也熱心に行はれつゝある」がためであり、日本の自作農減少の原因は、農民保護の過重にあるのではなく、過薄にある、と論じた⁷⁵⁾。ドイツにおける自作農の漸増傾向としてどのような現実を指しているのか定かではないが、この点はさておき、河上は、土地兼併防止策として、『東京経済』のごとく、輸入米課税の撤廃により米価を低落させて、大地主の資金的余裕を消滅せしめることをはかるのではなく、小農のために、農工銀行や信用組合等の組織によって農業資金を潤沢にし、農村金利の低減をはかることこそ先決であると、主張したのであった⁷⁶⁾。

これに対し、『東京経済』は、主に輸入米課税と兌換券過発とにもとづいて米価騰貴が生じ、「小作人にして米を買はざるものは殆ど稀にして、自作農民と雖、米を買ふことを要せざるまでのもの多数にして、米を売るものは概して

74) 「米価騰貴の結果」『東京経済』第56巻 第1415号明治40年11月23日、4-6ページ。ところで、中村政則氏によれば、1888年の「農事調査表」と1908年の「農事統計」とにもとづいて明らかにされた農民層の分解は、「『中間層が漸減し、上層と下層が漸増する傾向にある』との山田盛太郎の指摘を先駆として、綿谷赴夫・大内力の『兩極分解』論にひきつがれていてと考えてよいが」、……『兩極分解』ではなく、大土地所有の圧倒的優位と零細農民経営の圧倒的劣位、この基本対抗＝基本構造がこの時期に全日本的規模で確立された」という（『近代日本地主制史研究』東大出版会1979年、133、136ページ）。なお、当時の「農民経営の悪化は、資本主義の発展による金肥の漸増、農業『労賃』部分の頭打ちに起因しており、また日清・日露兩戦のための租税負担の増大がもたらしたものであった」と中村氏は指摘している（同上、137ページ）。

75) 「自作農減少の原因（東京経済雑誌記者の所論に就て）」『新誌』第2巻第5号 明治40年12月3日、7ページ。

76) 同上、7-8ページ。

大地主なり、故に米価の騰貴は大地主を利益して、小地主及び小作人に及ぼさるのみならず、彼等は米価及び諸物価騰貴の爲めに生活に困難を來たし、大地主に救助を求むること益々切なり、然るに大地主は前述の如く高利貸を營業とせるを以て、其の結果は益々土地の兼併となることなり」と持説を繰り返し、輸入米課税撤廃により米価の人為的騰貴を制することが土地兼併防止のために最も必要な方策であり、これに代るべき名案あれば、これを提示せよと反論した⁷⁷⁾。

河上は、こうした『東京経済』の土地兼併防止策は笑うべき迷盲であるとし、「小農困弊の原因は農業資金の欠乏にして其の金利の過高なるに在り」、ここに「土地兼併の主因」を求め得ると主張して、小農保全の方策としては産業組合の組織こそ記者問うところの名案であると述べている⁷⁸⁾。

河上と『東京経済』との論争はまもなく自然消滅の形で終了し、河上は明治41年8月24日付で京都帝国大学法科大学講師を嘱託され、9月に東京から京都へ移住して、『日本経済新誌』の発行兼編輯人も、第4巻第2号(明治41年10月18日号)から永野八郎へ移った。

IV エピローグ

明治41年12月21日、東京高等商業学校講堂で開催された社会政策学会第2回大会第2日の河上の講演「農業保護策としての外米課税」は、論調を大きく転換させた。河上は依然として農業保全論を維持していたが、それを達成する政策手段としての輸入米課税の有効性を再び明確に否定したのであった。

河上は、第1段でイギリスと比較して日本で特に農業を保護する必要がある理由に触れたのち、第2段で輸入米課税は農業保護のために「何等の効力は無し」という結論を出す。第1に、輸入米課税の結果内地産米価が騰貴しないと

77) 「米価騰貴の結果に関する評論を読む」『東京経済』第56巻第1417号 明治40年12月7日、7-8ページ。

78) 「自作農減少の予防策に就いて東京経済雑誌に答ふ」『新誌』第2巻第6号 明治40年12月18日、13-4ページ。

いう横井時敬の議論は誤まりであり、もしそうであれば政府の財政収入とはなっても農民保護とはならないから、農民を代表する横井が輸入米課税存置論を唱える必要はないであろう、と。また第2に、輸入米課税の結果内地産米価が騰貴する場合、米を販売する農民が利益を得ることは自明であるが、「国庫の金を以て農民の階級に慈善をする」というようなことは、「慈善を受ける人の怠惰心を助長」するから⁷⁹⁾、「日本の農業を作振する所以の策でない」と論じたのである⁸⁰⁾。

河上の見るところでは、問題は日本の農業の改良進歩のために必要な教育ある人材を農村へ招致し、こうした活気に富んだ人材が活躍し得るように「農業の組織を根本からやり直して仕舞〔う〕」点にあったから⁸¹⁾、「農業保護の為に外米課税と云ふことは有害にして無益」の手段に他ならないものであった⁸²⁾。

しかし、河上は第3段で現行輸入米課税の存廃・軽重の問題を論じ、輸入米課税を今設けるというのであれば、明らかに反対するし、また輸入米課税を高めるといふのであれば、以前には玄白米課税率を区別して白米課税率を引き上げる改正案に賛成したことがあるが、今日はこれに絶対に反対する、しかし、現行の輸入米課税を廃止することにも「同時に大に反対する」と主張したのである⁸³⁾。

つまり、輸入米課税は「一個の悪税」であり、かかる「悪税」をかつて設けたことが間違いであったが、実施後数年を経て、事情が変化した後、にわかにこれを廃止すれば、「平地に波瀾を」起こし、折角向上してきた「農界の機運の上に精神的の大打撃を与へる」ことになるゆえ、「此の外米課税と云ふものは農業保護の旗印としまして、暫く我党に譲って戴きたい」と⁸⁴⁾、河上は結んだのであった。

79) 社会政策学会編纂『関税問題と社会政策』同文館1909年、228ページ。

80) 同上、229ページ。

81) 同上、230ページ。

82) 同上、232ページ。

83) 同上、233ページ。

84) 同上、233-5ページ。

ともあれ、このように河上の視座にひとつの転換が行われたのは、河上自身が指摘しているように、「今日の時勢」に対して「極端なる保護貿易が行はるゝ危険がありはしないか」⁸⁵⁾という危惧をいだいたからであった。関税改正の時期が到来すれば、一方では、政府は財政上の必要から、産業保護の美名のもとに、関税の増徴や新設に同意し、他方では、「民間の商工業者及農業者は、四方から起つて盛に自己の事業に対する保護を要求するに相違ない」から⁸⁶⁾、

85) 同上、217ページ。

86) 同上、217ページ。ここで、河上は「民間の商工業者及農業者」の連合による極端な保護関税政策の推進される危険が大であることを危惧するにいたったのであるが、この連合について河上がどのような具体的表象を浮べていたかは定かではない。しかし、従来、河上は農民的利害を擁護し、農業の繁栄を基礎にもつ商工業の発展をもとめる立場から、保護主義を唱えて、「自由貿易商工立国の主義」を批判し、保護関税政策、なにかんづく輸入米課税をめぐる商工業者と農業者との利害の対立に目を向けていたが、いまや、両者の利害の結合の側面に注意しはじめた。河上は、「今日の農民を保護すると云ふことと、我國の農業を發展せしむると云ふこととは、或る意味に於いて問題が違ふと思ふ」といった生産力的な視座から（『関税問題と社会政策』229ページ）、商工業者と農業者との連合による「極端なる保護貿易」の推進を批判しようとしたのであった。

河上の農業者という用語においては、行論で明らかにされたように、つねに農民が念頭におかれていて、大地主は後景に退いているが、ここで河上が商工業者と農業者との連合に批判の目を向けた場合、客観的には、当時の日本ブルジョアジーの地主との連帯保護制度の形成がもたらす危険に対する批判としての意味をもち得たように思われる。

そうした日本ブルジョアジーの動向を示す例証として、しばしば援用されるのは、社会政策学会第2回大会における酒匂常明の穀物関税についての演説である。酒匂は、河上の『日本農政学』においては維新後の「惰性的費農主義」を代表する一人と日されているが（前掲、126ページ）、彼はただたんに農本主義的な米穀保護関税論を唱えただけではなく、小池基之氏他もまた指摘しているように、農商務省農務局長から大日本製糖社長へ転じて、「ブルジョアジーの立場にたつことによってえた零細農民が低賃銀の基盤となっていることの認識が加わって」、「資本の立場から農業保護」を説くにいたったのである（小池他、前掲論文、166ページ）。つまり、酒匂の発言によれば、日本の商工業の発展は低廉な生産費によって支えられていたが、これは第1には、日本の小工業が農家の副業として営まれたことにもとづいていた。さらに、第2には、農村から来る労働者は、「唯だ其の家族の一分子が工業の労働に従事するのでありますから、其の一人一人生活し得る収入を取れば宜しいのであります」（『関税問題と社会政策』109ページ）と表現されているような、いわゆる単身者賃銀を支払われる関係にもとづいて、その賃銀が低廉であったことによるものであった。酒匂は、こうした観点から、日本の商工業の発展の「原動力」たる「農業の根本」を固めるために米穀保護関税の必要を主張したのであった（同上、110ページ）。

つまり、『東京経済』のごとく、輸入米課税を撤廃し、自由貿易に立脚する低米価・低賃銀によって輸出市場を確保しようとする視座に対し、酒匂は、輸入米課税を維持し、農業保護にもとづいて、農家副業および単身者賃銀という日本の低賃銀の源泉を温存する視座を前面に押し出したのであった。

従来の研究史をみるならば、梅津和郎氏は、酒匂の発言をただちに「独占資本の論理」と等置す

として、「独占資本の論理は直截に低賃金の源泉としての農村保護をあらわしている」と叙述している（松井清編、前掲書、284ページ）。この点は、井上清氏によって、大ブルジョアジー（財閥独占資本）と中小ブルジョア（産業資本）との輸入米課税問題に対する対立的な利害関心として、より鮮明に描き出されている。井上氏は、当時の大ブルジョアジーが、労働者の低賃銀を保証するものとして、また社会秩序の堡壘をなすものとして、地主制を擁護したことを指摘したうえで、次のように述べた。「たゞといは1911年関税自主権が完全に回復され、関税による国内産業の保護が本格的にはじまるが、そのさい、外米関税の可否についてはげいし論争があり、概して産業資本家は低賃銀の基礎条件の一つとして低米価を欲し、その関税に反対したが、財閥独占資本が地主階級の強き要求する外米関税を支持し、それを実現させた」と（『日本帝國主義の形成』岩波書店1968年、348ページ）。

このような状況からみて、酒匂のごとき、「資本の立場から農業保護」を説き、日本の低賃銀の源泉を温存しようとした視座が、大ブルジョアジー（財閥独占資本）の利害関心に照応するものであったとすれば、『東京経済』のごとき視座は、直截に低米価・低賃銀を要求し、輸出市場を指向した中小ブルジョアジー（産業資本）の利害関心に沿うものであったと言わなければならない。

これに対し、河上は、農民的利害を擁護し、農民的購買力に支えられた国内市場に根差す産業資本の発展をもとめる立場から、『東京経済』とは対立的な近代化の道を提唱したのである。しかし、河上が『新誌』に拠って擁護した保護主義の政策が、条約改正前に、商工業者と農業者との連合によって行き過ぎる危険のあることを認識するや、一転して河上は農業保全を実現する手段としての輸入米課税を原理的に否定する立場を明らかにすることにより、客観的には、大ブルジョアジーと地主との連帯ブロックの形成に対しても批判的な姿勢をとったと言い得るのではなかろうか。

このように捉える場合、しばしば問題とされてきた昭和初頭における河上の鼎軒全集に対する「解説」をどう理解するかという点に触れておく必要があるだろう。河上はこう述べた。「恰も明治年代における日本社会の資本主義への推移が、専ら内的発展の結果として行はれたのではなく、少くも欧米資本主義の外部的利戟に負ふところがあつたやうに、経済学もまた多くは外国からの輸入品であり、その成立の社会的根柢は日本におけるよりも寧ろより多く外国にあつたのではないかと思ふ。私自身は明治三十年代の末に、博士の『東京経済雑誌』に對抗する意味をもつて、『日本経済新誌』の創刊に興かり、しばらくその編集を主宰してゐたものだが、むしろ此の雑誌の方がより多く当時の日本ブルジョアジーの利益を代表してゐたのではないかと思はれる」と（『鼎軒田口卯吉全集』第3巻1928年、8ページ）。

ここで、まず問題となるのは、河上が『東京経済』の立論の日本の現実のなかに「社会的根柢」をもたない抽象性を働いている点であり、論争当時河上が繰り返して批判していたところである。杉原氏もまた、田口卯吉の『東京経済』は日清戦争頃までは「特権的大資本と対抗しつつ生成した民間新興商工階級の利益を代表」することができたが、その後その「思想の空想性」が前面に押し出されてきたことを指摘している（『西欧経済学と近代日本』142-3ページ）。もとより、小論において問題なのは柴田孝太郎の『東京経済』であり、この性格を明らかにするためには、なおたかひな考察を必要とする。なお、住谷一彦氏は『東京経済』の商工立国論を「財閥型資本類型の物質的・観念的利害状況への共鳴盤を形成」するものと裁断している（『形成期日本ブルジョアジーの思想像』長・住谷編『近代日本経済思想史Ⅰ』有斐閣1969年、186ページ）。輸入米課税論争を通してみた限りでは、『東京経済』の立場は「財閥独占資本」の利害関心に沿うものとは捉えられないように思われるが、住谷氏の「財閥型資本類型」なる用語法によっては、前掲の資本が産業資本へ転成してゆく類型が概括されているのであろう。

ところで、河上は、自由貿易を唱えた『東京経済』よりも、保護主義を主張した『新誌』の方がより多く「当時の日本ブルジョアジー」の利益を代表していたと述べているが、「当時の日」

両者相俟って極端な保護が行われる危険が大であるのに、政府と民間との「中間」に立つ議会は「正論の府」ではない。このような時勢に対する危機感と責任感とが、河上の発言の根底にあった。この場合、止目さるべき点は、河上の現実認識の深化であり、従来、農民的利害の擁護を基調において、「商工偏重」の政策を批判し、保護関税をめぐる商工業者と農業者との対立を強調してきた河上は、いま、両者が連合し結集して危険な過度の保護を推進するであろうと捉えるにいたったのである。このような視座の転換をもたらすのに少なからぬ影響を及ぼしたのは戸田海市との交流であり、河上自身も、「此の講演の内容は戸田博士の意見に負ふ所多し」と附記しており⁸⁷⁾、河上の知的誠実さを示しているが、その「戸田の意見」の主な内容は、明治41年10月に京都銀行集会所で行われた戸田の講話「関税及条約改正意見」⁸⁸⁾のうちに集約されているとみて大過ないであろう。

「日本ブルジョアジー」として河上がどのような表象を思い浮べていたのか、この点が問題であろう。もとより、ここでは昭和初頭の河上が、明治末期に行った論争に対して加えた解釈が問題となっているのであり、その間に、河上は日本の地主制や小作料についても認識を深めており、(たとえば『我国農村の資本主義化』『我等』第5巻第4号大正12年4月号、29ページ)、マルクスの資本制的地代は「現在の日本における小作料にあてはまる筈はない」という視座も示している(『マルクス主義経済学』上野書店1928年、22ページ)。これに反して、日本ブルジョアジーの特質に対する河上の認識は明確に提示されていないが、昭和初頭の河上が日本ブルジョアジーとして三井や三菱のごとき財閥的な政商資本主義の発展の担い手を表象に浮べていたことは明らかである(同上、2、214ページ)。したがって、河上は「当時〔明治末期〕の日本ブルジョアジー」をそのような発展の道を迎えるものとして捉えて、その利害を『新誌』の保護主義の方がいっそうリアルに代表していたものと評価したのではなかろうか。

このような評価と、『新誌』に拠って『東京経済』と論争した初期河上の立場にかんする小論のごとき評価とは、乖離するが、この点はむしろ、初期河上と昭和初頭のマルクス主義者河上との間に認められる視座の転換にもとづくものと考えるべきではなかろうか。かつての『社会主義評論』や『貧乏物語』の視座を一擲して、「此の如き私の過去は、現在の私にとって恥辱以外の何物でもない」(『第二貧乏物語』改造社1930年、7ページ)とすら述べる河上の激しい思索の変遷を迎えることが残された課題である。

87) 『関税問題と社会政策』237ページ。

88) 戸田海市「条約改正意見」『新誌』第4巻第10号明治42年2月18日、19-24ページ。ここには12節からなる戸田の講話のうち3節までが掲載されただけであり、講話全体は戸田『日本の経済』博文館1911年、第15篇「関税及条約改正意見」398-476ページに収録されている。特に4節「我国に於ける保護説の危険」以下の叙述が当面の問題にかかわりがある。河上に対する戸田の影響について論じたものとして井内弘文「戸田海市の日本産業論」『社会経済史学』第44巻第1号、1978年、73-89ページがある。

ともあれ、河上は、その「多年の宿論」であった農工商三者の併行鼎立の主張をなお維持し続けていたとしても⁸⁹⁾、農業保護関税の問題はもはや河上の関心事ではなくなり、河上にとって最も憂うべき問題と目されたのは、「古代経済史中の景」⁹⁰⁾を見るような日本の米穀の生産法の旧時代的な「稚態」であった。したがって、河上が急務中の急務となす課題は、米の道具的生産法を改革して、機械的大生産の方法を応用する農業生産力の構造変革であった。こうして、河上は、従来のごとく内地の「米作の経営を根本的に改善する」必要を説くにとどまらず⁹¹⁾、機械の応用を妨げる日本の「自然的地理的条件」を突破するために、「普く耕地を天下に求めざるべからず」と主張するにいたったのである⁹²⁾。「嘗て鎖國的農業論者たりし著者は、かくて帝国主義的農業論者と為りたる也」⁹³⁾と河上が述べたのも、この意味においてであった。

そこで河上が希求したことは、「我が経済界の爲め、特に我が農界の爲め、偉大なる発見発明の相次いで起り、速^{すみやか}に我國固有産業の面目を一新するに至らん事」であり、河上が危惧したことは、「動もすれば團結統一を偏重するの思想と政策とが、凡て新と異とを意味する一切の発見発見を其の萌芽に於いて掩り去ること」であった。けだし、「自由の思想は独創の母」であるから、と⁹⁴⁾。

(1979. 10. 19 稿
河上 肇生誕百年の前夜に)

89) 「足食足兵使民信之矣」『中央公論』第26巻第5号 明治44年4月号, 40ページ。

90) 『時勢之変』(明治43年12月執筆, 44年3月刊)『河上肇著作集』第8巻, 287ページ。

91) 同上, 289ページ。

92) 「米作の改良と日本民族の発展」『中央公論』第26巻第9号 明治44年9月号, 120ページ。

93) 『時勢之変』同上, 290ページ。

94) 「米作の改良と日本民族の発展」同上, 122ページ。